

第37回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第37期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

■事業報告

当社グループの現況に関する事項

事業の経過およびその成果／対処すべき課題／当社および子会社等の主要拠点等／

特定完全子会社に関する事項／主要な事業内容／従業員の状況／主要な借入先

株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要／役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会計監査人の状況

当社の会計監査人の名称／当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額／

非監査業務の内容／会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制／業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要／

株式会社の支配に関する基本方針／剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類等

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

■監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

円谷フィールズホールディングス株式会社

事業報告

当社グループの現況に関する事項

事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、主要国における金融引き締め政策の影響が徐々に和らぎ、全体として回復に向けた動きがみられました。我が国経済においては、物価上昇はあるものの個人消費の回復や企業の設備投資の増加に加え、インバウンド需要を取り込んだ観光・エンタテインメント産業の活性化がみられました。特にアニメや映画、ゲームに代表される日本のコンテンツ産業は、革新的な技術とクリエイティビティによって世界中から高い評価を受けております。

このような環境下、当社グループは『すべての人に最高の余暇を』という企業理念のもと、持続的成長と長期的な企業価値創出の実現に向けた歩みを着実に進めました。

コンテンツ&デジタル事業では、2024年5月に発表した「5カ年中期経営計画」における初年度のミッションを遂行いたしました。また、グローバルECの加速に向けて準備を進めてきたアリババジャパン※との業務提携が大筋合意いたしました。

アミューズメント機器事業※では、有力IPを搭載した遊技機が市場で好評を博し、当期の業績を牽引いたしました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高140,581百万円（前期比0.9%減）、営業利益15,295百万円（同29.3%増）、経常利益16,462百万円（同27.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11,158百万円（同4.6%減）となりました。

※正式名称「アリババ株式会社」

※従来の「PS事業」、当期より改称

各事業セグメントの概況は、以下のとおりです。

コンテンツ&デジタル事業セグメント

株式会社円谷プロダクションは、2024年5月に発表した「5カ年中期経営計画」における初年度のミッションとして、当期は海外拠点の構築とそれによる新たな流通の開拓、事業推進の中核を担う人材の強化に取り組みました。

当期におけるライセンス、MD（物販）、映像・イベント収入の合計は、11,165百万円（前期比13.5%増）となりました。カテゴリ別の内訳は以下のとおりです。

<ライセンス収入：6,836百万円（前期比11.6%増）>

（単位：百万円）

	2024年3月期（前期）	2025年3月期（当期）	増減率（%）
合計	6,128	6,836	+11.6%
海外	4,803	5,867	+22.1%
うち中国	4,260	5,276	+23.8%
国内	1,324	969	△26.8%

中国において、ブロック玩具、低価格帯玩具、文具、アパレル、日常生活雑貨等の販売が好調に推移し、ライセンス収入の増加を牽引いたしました。

<MD（物販）収入：1,395百万円（前期比211.5%）>

（単位：百万円）

	2024年3月期（前期）	2025年3月期（当期）	増減率（%）
合計	447	1,395	+211.5%
海外	-	331	-
国内	447	1,063	+137.6%

従来の自社企画商品に加え、新たに『ウルトラマン カードゲーム』を下半期に2度、グローバルに商品展開したことにより、MD（物販）収入が増加いたしました。『ウルトラマン カードゲーム』は今後四半期毎に新商品を投入してまいります。

<映像・イベント収入：2,933百万円（前期比10.1%減）>

（単位：百万円）

	2024年3月期（前期）	2025年3月期（当期）	増減率（%）
合計	3,264	2,933	△10.1%
海外	976	832	△14.8%
国内	2,288	2,101	△8.2%

前期に開催されたファン向け大型イベント『ツブラヤコンベンション』関連収入の反動減により、当期の映像・イベント収入は減少いたしました。

株式会社デジタル・フロンティアは、最先端テクノロジーを活かした映像制作を武器にNetflix作品『シティーハンター』等におけるVFX制作のほか、大型アニメ映画やゲームソフト用オープニングムービー制作の受託開発が順調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンテンツ&デジタル事業セグメントの売上高は16,410百万円（前期比7.0%増）となりました。費用面ではカードゲーム事業の立ち上げに伴うTVCM等の一時的な費用に約10億円を投じたことに加え、海外拠点の構築、商品開発や流通網強化のための人材確保等に取り組みました。この結果、営業利益は2,835百万円（同25.0%減）となりました。

アミューズメント機器事業セグメント

当事業セグメントでは、当期よりパーラー向け機器設置工事のリーディングカンパニーである株式会社エース電研が当社グループに加わり、フィールズ株式会社による遊技機販売のみならず周辺設備機器・工事等の新たな事業領域へとサービスの幅を拡げ、業界の発展に一層貢献するアミューズメント機器事業としての経営基盤を確立いたしました。

当期におきましては、上半期に新紙幣発行対応でパーラーの新台購買力が下期に集中することを予測し、フィールズ株式会社では下半期に有力商品を投入いたしました。この結果、『L 東京喰種』をはじめとする有力IPを搭載した複数のパチスロ機が市場で高い評価を獲得し、利益に大きく貢献いたしました。また、株式会社エース電研の業績も好調に推移したことから、期初に計画していたラインナップのうち複数機種の販売を翌第1四半期に持ち越し、ブラッシュアップを行いました。これにより、売上高は計画に対し減少したものの、営業利益は計画を上回りました。なお、翌第1四半期に持ち越した遊技機はすべての販売を計画通り終了しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるアミューズメント機器事業セグメントの売上高は123,092百万円（前期比2.0%減）、営業利益は15,277百万円（同46.7%増）となりました。

<遊技機販売台数>

	2024年3月期（前期）	2025年3月期（当期）	増減率（%）
パチンコ	187,471台	92,540台	△50.6%
パチスロ	72,780台	113,161台	+55.5%
合計	260,251台	205,701台	△21.0%

<主な販売タイトル>

区分	納品時期	販売タイトル	スマート遊技機	販売台数(万台)
パチンコ	下半期	P 宇宙戦艦ヤマト2202 超波動		9.2
		P ゴジラ対エヴァンゲリオン セカンドインパクト G		
		e ゴジラ対エヴァンゲリオン セカンドインパクト G 破壊神覚醒	○	
パチスロ	上半期	スマスロ ストリートファイターV 挑戦者の道	○	11.3
		L アカメが斬る！ 2	○	
	下半期	スマスロ モンスターハンターライズ	○	
		L 犬夜叉2	○	
		L サラリーマン金太郎	○	
		L パチスロ シン・エヴァンゲリオン	○	
		L 東京喰種	○	
		スマスロ バイオハザード5	○	
合計				20.5

その他事業

その他事業の当連結会計年度の業績は、売上高1,682百万円、営業利益5百万円となりました。

対処すべき課題

コンテンツ&デジタル事業セグメント

コンテンツ&デジタル事業においては、IPを軸としたグローバルビジネスの確立と大きな利益成長を果たすべく、5カ年中期経営計画の2期目にあたるミッションを確実に遂行してまいります。

ウルトラマンシリーズは、1966年にテレビ放送を開始して以来、日本のエンタテインメントを代表する特撮作品の一つとして世界中の人々に親しまれており、2026年には放送開始から60年の節目を迎えることとなります。この記念すべき年を迎える中、次期を重要な成長フェーズと位置付け、中国をはじめとするアジア地域、北米等、グローバルの国と地域での様々な商品展開および流通の拡充に一層注力してまいります。

<ライセンス収入>

中国において、玩具、文具、アパレル、日用生活雑貨等を中心に引き続き魅力的なウルトラマングッズの商品を供給してまいります。さらに、その成功モデルを周辺のアジア地域にも展開しながら、現地パートナーと流通網の拡充を通じた事業成長に取り組んでまいります。

国内では、ウルトラマンシリーズ60周年を核とした有力ライセンシー等との協業や企業広告等のコラボレーションを強化・拡大してまいります。

<MD（物販）収入>

EC関連では、先述の通りアリババジャパンとの業務提携が大筋合意いたしました。現在、2025年6月末にTmall国際でのフラッグシップ店舗のオープンを予定しており、7月10日「ウルトラマンの日」（日本記念日協会登録）より、今回の出店に向けて特別に開発されたシリーズのなかでも国内外で人気の高い「ウルトラマンティガ」のオリジナルフィギュアの予約販売を開始、世界中のファンに向けて、新たなコレクションをお届けしてまいります。さらに、今後3年間で商品ラインナップを段階的に拡充し、約500商品規模の展開を目指してまいります。

さらに、中国現地の旅行予約プラットフォームや、訪日旅行者向け決済サービス等の大手パートナーのインフラを活用し、今後は訪日外国人（インバウンド）需要の取り込みに向けた取り組みについても協議を進めてまいります。これにより、日本国内の人気イベントやコンテンツと、旅行・購買行動を結びつける“旅前・旅中・旅後”の体験設計を構築し、より多くのファンに向けた新たな価値を提供いたします。

カードゲーム事業では、『ウルトラマン カードゲーム』のSNS等を活用したプロモーションに組み込み、新商品のグローバルでの販売強化に繋げてまいります。

<映像・イベント収入>

グローバルの多地域に映像作品を展開してまいります。北米では、『Amazon Prime Video』をはじめ現地の有力な配信プラットフォーム事業者とのパートナーシップを通じて、映像コンテンツの配信・放送ネットワークを大幅に拡充いたします。併せて、アジアを中心にライブショー・イベントを拡充してまいります。

イベントでは、本年9月に『ツブラヤコンベンション』の開催を予定しております。

アミューズメント機器事業セグメント

アミューズメント機器事業では、株式会社エース電研を含めた3ヵ年事業計画を策定いたしました。フィールズ株式会社においては、魅力的な遊技機を年間各12機種販売するための取り組みを実施してまいります。株式会社エース電研においては、フィールズ株式会社との営業連携による売り上げシェアの拡大とコスト最適化を計画しております。

経営体制

各事業セグメントにおけるミッションを確実に遂行・達成するため、経営体制についても財務とガバナンスの両面から強化を図ってまいります。

財務面では、財務体質の健全化のバランスを確保しながら、創出する営業キャッシュ・フローを主に各事業領域でのIPの多面的な活用等の戦略的な成長投資と株主の皆様へ報いる株主還元最適配分し、資本効率の向上を目指します。

ガバナンス面では、グループ企業価値の最大化を図るべく、グローバルスタンダードに則ったガバナンス体制の整備・強化を進めてまいります。取締役会の諮問機関として、既にグループ指名・報酬委員会ならびにグループサステナビリティ委員会を設置しており、本総会の第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これらは「監督と執行の分離」の観点から、当社事業ならびに社会の持続可能性に資するリスクマネジメント、機会の発見に係る取り組みを体系化する役割を担っております。これら経営基盤の強化を通じて、中長期的な企業価値の創出に向けた取り組みを深化させてまいります。

(注1) 記載の数値は各社・各団体の公表値または当社推計によるものです。

(注2) 記載の商品名は各社の商標または登録商標です。

当社および子会社等の主要拠点等

事業所	所在地
当社	東京都渋谷区
株式会社円谷プロダクション	東京都渋谷区
株式会社デジタル・フロンティア	東京都渋谷区
お台場パフォーマンス キャプチャスタジオ	東京都江東区
フィールズ株式会社	東京都渋谷区
北海道・東北支社	宮城県仙台市
東京・北関東支社	東京都渋谷区
名古屋支社	愛知県名古屋市
大阪支社	大阪府大阪市
中・四国支社	広島県広島市
九州支社	福岡県福岡市

事業所	所在地
株式会社マイクロキャビン	三重県四日市市
株式会社クロスアルファ	東京都渋谷区
美瀬事業所	千葉県印西市
株式会社スパイキー	東京都渋谷区
美瀬事業所	千葉県印西市
新日テクノロジー株式会社	東京都渋谷区
みどり台事業所	千葉県印西市
株式会社エフ	東京都渋谷区
みどり台事業所	千葉県印西市
株式会社七匠	東京都渋谷区
印西事業所	千葉県印西市
北名古屋事務所	愛知県北名古屋市
株式会社ソフィア	群馬県桐生市
太田事業所	群馬県太田市
株式会社エース電研	東京都台東区
東日本支社	東京都台東区
中部支社	愛知県名古屋市
関西支社	大阪府大阪市
株式会社新興製作所	岩手県花巻市
トータル・ワークアウトプレミアム マネジメント株式会社	東京都渋谷区
渋谷店	東京都渋谷区
六本木ヒルズ店	東京都港区

(注) 上記主要拠点のほか、フィールズ株式会社は、全国に26支店/9ショールームを設置しております。

特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
フィールズ株式会社	東京都渋谷区	20,000百万円	66,564百万円

主要な事業内容

グループ経営・事業活動の管理等

従業員の状況

①当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,664名〔 500名〕	241名

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト、嘱託、契約社員を含み、派遣社員を除く）は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

②当社の従業員数

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
117名〔 9名〕	43歳7ヶ月	12年6ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト、嘱託、契約社員を含み、派遣社員を除く）は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,190百万円

株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権の内容の概要

a.2022年11月25日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	円谷フィールズホールディングス株式会社 新株予約権
発行決議の日	2022年11月25日
保有している者の人数	当社の取締役 3名
新株予約権の総数	110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100,700円 (1株当たり503.5円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり251,000円 (1株当たり1,255円)
新株予約権の行使期間	2024年11月26日～2032年11月25日
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社(本項において、関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう)の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。 (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- (注) 1. 2023年3月6日開催の取締役会で承認されましたとおり、2023年3月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をいたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が11,000株から22,000株に変更になっております。
2. 本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。
3. 当社の取締役3名については、子会社の取締役としてのみ報酬を受領しているため、2022年12月12日付「ストックオプション(新株予約権)の内容確定に関するお知らせ」においては子会社の取締役の人数に含めておりましたが、上記においては当社の取締役として独立した記載をしております。

b.2023年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	円谷フィールズホールディングス株式会社2023年新株予約権
発行決議の日	2023年7月14日
保有している者の人数	当社の取締役 3名
新株予約権の総数	115個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 115,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり102,400円 (1株当たり1,024円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり295,200円 (1株当たり2,952円)
新株予約権の行使期間	2025年7月15日～2033年7月14日

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社(本項において、関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう)の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- (注) 1. 本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。
2. 当社の取締役3名の内2名については、子会社の取締役として報酬を受領しているため、2023年8月10日付「ストックオプション(新株予約権)の内容確定に関するお知らせ」においては子会社の取締役の人数に含めておりましたが、上記においては当社の取締役として独立した記載をしております。

- ②当事業年度中に当社の使用人、子会社の役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれの契約も金3百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等を填補するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は保険金支払いの対象外としております。

会計監査人の状況

当社の会計監査人の名称

三優監査法人

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬8百万円を支払っております。

非監査業務の内容

当社および当社の子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備することについて、取締役会で次のとおり決議しております。

①業務運営の基本方針

当社は、企業理念である「すべての人に最高の余暇を」のもと、継続的な企業価値の向上を実現させるべく、経営の仕組みや組織体制の構築、社内業務全般にわたる諸規程の整備により、明確な権限と責任をもって業務を遂行する。

②当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a.当社グループの取締役および従業員は、当社グループの「企業行動規範」に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。
- b.当社は、当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、コンプライアンスに関連する諸規程および内部通報制度を整備、運用し、取締役および従業員のコンプライアンスに関する意識向上を図るための教育研修を実施する。
- c.業務執行部門から独立した当社の内部監査部門である監査室が、当社グループ全体のコンプライアンスの運用状況について内部監査を実施し、定期的にその結果を当社の社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a.取締役の職務に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報につき、文書管理規程等に基づき保存および管理を行う。
- b.取締役および監査役は、いつでも前項の文書を閲覧できるものとする。

④当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a.当社グループのリスク管理体制を確保するため、リスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害等のリスク状況の監視および全社的対応を行う。
- b.当社グループの各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当各部門が行う。また、当社グループ各社は、職務権限・決裁に関する規程を整備、運用し、自ら業務執行に係るリスクの適切な管理に努める。
- c.取締役および従業員のリスク管理に関する意識向上を図るため、教育研修を実施する。
- d.監査室は、当社グループの各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。是正または改善の必要があるときには社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告し、主管部署または監査を受けた部署は、速やかにその対策を講ずる。

⑤当社グループの取締役および従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

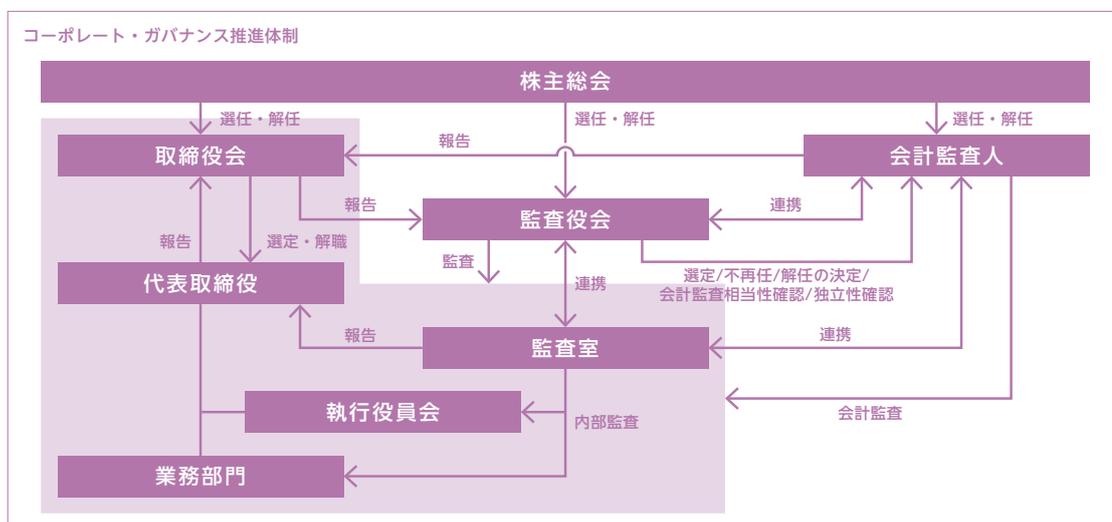
- a.当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行う。
- b.当社は、執行役員制度の採用により、業務執行における意思決定の迅速化を図る。
- c.当社は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき当社グループにおける責任と権限を明確にし、当社グループ全体の業務執行の効率化を図る。
- d.当社グループ各社は、当社グループの経営方針に基づき、当社との間で方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社グループ各社の日常の業務執行については、関係諸規程に則し、規律と効率に留意するとともに、組織間の連携を実現する。
- e.当社グループでは、中期経営計画およびこれに基づく年度経営計画のもと、取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けた効率的な業務執行を行う。

- ⑥当社グループにおける職務の執行に係る事項の報告その他業務の適正を確保するための体制
- a.当社は、グループ会社管理規程を定め、当社グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の経営上重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけるとともに、コンプライアンスやリスクマネジメント等の定性的な課題の把握に努める。
 - b.子会社・関連会社に対しては、日常の意思疎通、役員派遣、議決権行使などを通じて、業務の適正を確保することを図る。
 - c.グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行うための体制を整備、運用する。
 - d.監査室は、当社および当社グループ会社の業務の状況について内部監査を実施し、その結果を当社の社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。
 - e.当社に当社グループ各社の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社とグループ会社との間の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
- ⑦当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当社監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a.当社は、監査役が補佐する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置する。なお、当該従業員が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
 - b.当該従業員の人事評価、配属、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査役と協議し、それらの事項を決定する。
- ⑧当社監査役への報告に関する体制
- a.当社グループの役員および従業員は、重大な法令違反や当社グループに損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を発見した場合は、適時、適切な方法により監査役に報告する。これらの者から報告を受けた者も、遅滞なく監査役に報告する。
 - b.監査役は、必要がある場合には、いつでも当社グループの役員および従業員に対して重要事項の報告を求めることができる。
 - c.監査役は、当社グループ各社の取締役会への出席のほか、執行役員会その他の業務執行上重要な会議に出席することができる。また、当該会議体の議事録等の関連資料を閲覧し、その説明を求めることができる。
 - d.当社グループは、内部通報制度を設置し、当社のコンプライアンス担当取締役が当社グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかわる情報を定期的に監査役に報告する。
- ⑨当社監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。
- ⑩当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の遂行によって生ずる費用および債務については、当該費用等が当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に処理する。
- ⑪その他当社監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- a.監査役は、いつでも当社グループの役員および従業員に対し個別ヒアリングの機会を求めることができるとともに、当社の社長、監査室および会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催する。
 - b.当社グループ各社の監査役は、四半期に1回、グループ監査役会を開催し、情報の共有、意見交換等を行う。

c. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担する。

⑫反社会的勢力の排除に向けた体制

- a. 当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、経営活動への関与を拒絶し、健全な会社経営を行う。また、反社会的勢力・団体によるいかなる接触に対しても組織として毅然とした対応をする。
- b. 期せずして反社会的勢力と関係を有することが判明した場合でも、反社会的勢力排除条項を契約書等に定めることにより、速やかに関係を遮断するための体制を整える。
- c. 当社グループ各社の役員および従業員に対し、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断するべく、周知徹底を行う。
- d. 不当要求の対応等に関する対応部署を定め、管轄警察署等関係諸機関とも連携し、情報の収集・管理に努めるとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。



業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行うとともに、独立社外取締役が、独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

②内部監査体制に対する取り組み

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社グループ全体の内部統制システムの運用状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査役会ならびに当社グループ会社社長に報告しております。

また、内部監査部門は、内部監査の結果を適時、監査役会に共有し、連携体制を確保しております。毎月開催される監査役会では、監査役による取締役および重要な従業員から個別ヒアリングの機会を設けており、内部監査部門も同席しております。さらに監査役会と会計監査人は定期的に意見交換会を開催し、十分な連携の確保に努めております。

③監査役の職務の執行

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、うち、常勤監査役1名を含む2名を独立役員に指定しております。

常勤監査役は、日常の監査等において収集した情報を適切に監査役会に報告し、情報の共有を行っております。非常勤監査役は、それぞれの専門分野や見識に基づき、多角的な視点において職務を遂行しております。

また、常勤監査役は、取締役会以外の場においても社外取締役と意見交換を行っており、社外取締役の独立性を損なうことなく情報収集に努めております。

株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上を経営の重要課題と位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

グローバルコンテンツビジネスを展開する当社グループにおいては、事業成長に向けた継続投資が不可欠であると認識しております。着実な事業成長と増益を実現し、事業投資とのバランスを考慮しつつ、配当等の株主還元を実施してまいります。

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨てて表示し、百分率については小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,948	7,390	33,801	△1,631	47,508
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	140	-	140
暫定的な会計処理の確定による影響額	-	-	3	-	3
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,948	7,390	33,946	△1,631	47,653
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△2,617	-	△2,617
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	11,158	-	11,158
自己株式の取得	-	-	-	△6,310	△6,310
自己株式の消却	-	△400	△3,820	4,221	-
自己株式の処分	-	400	-	305	705
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	1,899	-	-	1,899
連結範囲の変動	-	-	188	-	188
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高	-	-	△1,334	-	△1,334
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	1,899	3,574	△1,784	3,689
当期末残高	7,948	9,289	37,520	△3,415	51,342

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	38	2	37	78	203	8,055	55,845
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	140
暫定的な会計処理の確定による影響額	-	-	-	-	-	3	7
会計方針の変更を反映した当期首残高	38	2	37	78	203	8,059	55,993
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△2,617
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	11,158
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△6,310
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	705
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	-	-	-	-	-	1,899
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	188
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高	-	-	-	-	-	-	△1,334
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△394	△10	28	△377	102	△3,161	△3,435
当期変動額合計	△394	△10	28	△377	102	△3,161	254
当期末残高	△356	△8	65	△298	306	4,897	56,247

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 …………… 24社
 連結子会社の名称 …………… 株式会社円谷プロダクション
 株式会社デジタル・フロンティア
 集拓聖域股份有限公司
 オプティマイズ株式会社
 TSUBURAYA FIELDS MEDIA & PICTURES ENTERTAINMENT, INC.
 TSUBURAYA FIELDS ENTERTAINMENT INTERNATIONAL PTE. LTD.
 TSUBURAYA FIELDS ENTERTAINMENT KOREA INC.
 フィールズ株式会社
 株式会社BOOOM
 株式会社マイクロキャビン
 株式会社セプテック
 株式会社クロスアルファ
 株式会社スパイキー
 新日テクノロジー株式会社
 株式会社エフ
 株式会社七匠
 株式会社ソフィア
 株式会社エース電研
 株式会社新興製作所
 フィールズジュニア株式会社
 株式会社ルーセント
 ぱちんこパチスロ情報ステーション株式会社
 トータル・ワークアウトプレミアムマネジメント株式会社
 他1社

前連結会計年度において非連結子会社であったTSUBURAYA FIELDS MEDIA & PICTURES ENTERTAINMENT, INC.、TSUBURAYA FIELDS ENTERTAINMENT INTERNATIONAL PTE. LTD.および株式会社新興製作所は、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

また、当連結会計年度において、TSUBURAYA FIELDS ENTERTAINMENT KOREA INC.を新設し、連結の範囲に含めています。

- (2) 主要な非連結子会社の名称 …………… 株式会社東京プレミアムダイニング
 メタフィールド株式会社
 株式会社エイブ
 他12社

前連結会計年度において非連結子会社であったTSUBURAYA FIELDS MEDIA & PICTURES ENTERTAINMENT, INC.、TSUBURAYA FIELDS ENTERTAINMENT INTERNATIONAL PTE. LTD.および株式会社新興製作所は、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社西陣および他2社は清算等により減少し、また、当連結会計年度において株式取得により1社増加しています。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 …………… 2社
 持分法を適用した関連会社の名称 …… 株式会社総合メディア
 株式会社エスピーオー

前連結会計年度において持分法適用であった会社ダイコク電機株式会社は一部の株式を売却したことに伴い、当連結会計年度において持分法適用の範囲から除外しています。

- (2) 持分法を適用しない非連結
 子会社および関連会社の名称 …………… 株式会社東京プレミアムダイニング
 メタフィールド株式会社
 株式会社グラマラス
 株式会社エイブ
 ジー・アンド・イー株式会社
 バーチャル・ライン・スタジオ株式会社
 他14社

前連結会計年度において非連結子会社であったTSUBURAYA FIELDS MEDIA & PICTURES ENTERTAINMENT, INC.、TSUBURAYA FIELDS ENTERTAINMENT INTERNATIONAL PTE. LTD.および株式会社新興製作所は、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社西陣および他2社は清算等により減少し、また、当連結会計年度において株式取得により3社増加しています。

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

1 商品及び製品

連結子会社

中古遊技機 …………… 個別法

その他 …………… 総平均法または移動平均法

2 仕掛品

連結子会社 …………… 個別法

3 原材料

連結子会社 …………… 総平均法または移動平均法

4 貯蔵品

当社および連結子会社 …… 最終仕入原価法

5 商品化権

連結子会社 …………… 個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 当社および国内連結子会社は定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次の通りです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 7～15年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法を採用しています。

③ 長期前払費用 …………… 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社においては、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

③ 役員賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社においては、役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金 …………… 一部の連結子会社においては、役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しています。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

一部の連結子会社の収益認識としては、一時点で移転される財およびサービスと一定の期間にわたり移転される財およびサービスがあります。一時点で移転される財およびサービスについては、主として遊技機の販売に係る収益があり、遊技場に遊技機を出荷した時点で収益を認識しています。一定の期間にわたり移転される財およびサービスについては、主として受託契約に係る収益があり、合理的な進捗度の見積りができる受託契約については、インプット法に基づき収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- ① 遊技機の販売に係る収益 …… 一部の連結子会社と顧客との契約から生じる収益は、主に遊技場に対して遊技機を販売することによるものです。遊技場との売買契約書上、遊技機を遊技場に出荷した時点にて危険負担が遊技場に移転するため、一部の連結子会社の履行義務である遊技場に対する遊技機の引渡は、その時点にて完了すると判断しています。一部の連結子会社が総発売元となる取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機を一部の連結子会社が独占的に販売する取引については、一部の連結子会社が当該遊技機を自ら提供することが履行義務であり、本人であると判断したため、顧客である遊技場に遊技機を出荷した時点にて、一部の連結子会社が遊技場に販売した遊技機代金を収益として認識しています。一部の連結子会社が総発売元とならない取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機の一部を一部の連結子会社が遊技機メーカーに代わって販売する取引については、一部の連結子会社は当該遊技機が遊技機メーカーから提供されるよう手配することが履行義務であり、代理人であると判断したため、遊技場に遊技機を出荷した時点にて、顧客である遊技機メーカーから受け取る代行手数料の金額を収益として認識しています。
- ② 商品化権使用許諾契約に係る収益 …… 一部の連結子会社が取得・保有する商品化権の使用許諾契約に係る収益は、一部の連結子会社が総発売元となる遊技機の商品化権については、買戻し契約に該当する遊技機メーカーへの有償支給取引と判断したため、該当する遊技機の販売時に有償支給分を仕入価格から控除することとしています。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 控除対象外消費税等の …… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として会計処理して処理しています。
- ② のれんの償却方法および …… のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な年数で均等償却しています。
- ③ 退職給付に係る負債の …… 当社および一部の連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしています。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続
(自己株式の取得)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項について決議し、同5月15日に3,500,000株の自己株式取得を行っております。

また、今般の自己株式の取得の一部をファシリティ型自己株式取得(ASR)による方法（以下「本スキーム」という。）で行うことに伴い、当社は、同日開催の取締役会において、S M B C 日興証券株式会社（以下「S M B C 日興証券」という。）を割当先とした第三者割当による第4回新株予約権（以下「出資金額固定型新株予約権」という。）及び第5回新株予約権（以下「交付株式数固定型新株予約権」といい、出資金額固定型新株予約権及び交付株式数固定型新株予約権をあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」という。）の発行について決議し、同5月30日に同決議に基づく新株予約権の発行が完了しております。

なお、2024年8月5日付けでS M B C 日興証券により交付株式数固定型新株予約権が行使されたこととともな

い、ファシリティ型自己株式取得の調整取引が確定しております。

当該第5回新株予約権の行使に伴い、第4回新株予約権は行使されず、S M B C日興証券により放棄されました。

本スキームは、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

1. 本スキーム(ファシリティ型自己株式取得(ASR))の概要

本スキームの概要は以下の通りです。

- ・ 当社は、2024年5月15日にToSTNeT-3による買付けにより、取得株式数(上限)(3,500,000株)の本自己株式取得(ToSTNeT-3)を行いました。その際、S M B C日興証券は当社大株主である有限会社ミントから借株をした上で本自己株式取得(ToSTNeT-3)に応じる形で、上記3,500,000株のうちの1,000,000株に相当する取得株式数(ASR)と同数の売付注文を行いました。また当社株主である山本英俊は、保有する当社株式の一部(2,500,000株)をもって売付注文を行いました。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるS M B C日興証券の自己の計算に基づく売付注文より優先されますので、一般の株主の皆様からの売付注文と取得株式数(ASR)の合計が取得株式数(上限)を上回った場合には、S M B C日興証券による売付注文に対する約定は、その超過分を除いた株式数についてのみなされます。そのため、一般の株主の皆様から取得株式数(上限)に達する数の売付注文があった場合には、S M B C日興証券からの売付けによる本自己株式取得(ASR)は行われないうこととなり、出資金額固定型新株予約権及び交付株式数固定型新株予約権はいずれも行使されません。
- ・ S M B C日興証券は、本自己株式取得(ASR)後に、借り入れた当社株式のうち本自己株式取得(ASR)において実際に当社に対して売却した数量の当社株式(以下、かかる株式の数量を「売却株式数(日興)」という。)の返却を目的として、S M B C日興証券の裁量により自らの判断と計算において当社株式を株式市場内で取得しました(以下、かかる取引を「本市場買付取引」という。)
- ・ 本スキームにおいては、当社が本自己株式取得(ASR)を通じてS M B C日興証券から取得した株式に関して、当社の実質的な取得単価が平均VWAPと等しくなるように設計されています。具体的には、当社は、本調整取引のためにS M B C日興証券に対して出資金額固定型新株予約権及び交付株式数固定型新株予約権を割り当てます。S M B C日興証券が、平均VWAPの推移の状況に応じて、出資金額固定型新株予約権又は交付株式数固定型新株予約権のいずれかを行使することにより、本調整取引が行われます。本調整取引の内容は、具体的には以下の通りです。本スキームにおいては②の調整取引が実行されました。

① 本自己株式取得(ASR)後の平均VWAPが、本自己株式取得(ASR)に係る取得単価よりも高い場合(出資金額固定型新株予約権の権利行使による本調整取引)

- この場合、S M B C日興証券が、本市場買付取引において平均VWAPで株式を取得すると仮定すると、S M B C日興証券が本自己株式取得(ASR)において当社から受領した金額(以下「受領金額(日興)」という。)を全額使っても、S M B C日興証券が借り入れた株式の返却に十分な数量の株式を買い付けることができず(かかる仮定の下で買い付けることができる株式数を、以下「取得可能株式数(平均VWAP)」という。)。そのため、S M B C日興証券は、出資金額固定型新株予約権を行使することにより、不足する株式数に相当する株式を取得します。なお、出資金額固定型新株予約権の行使時の出資金額は1円であり、その行使によりS M B C日興証券に交付される株式数は、以下の算式によって算定されます。

$$\begin{aligned} \text{出資金額固定型新株予約権の交付株式数} &= \text{売却株式数(日興)} - \text{取得可能株式数(平均VWAP)} \\ \text{取得可能株式数(平均VWAP)} &= \text{受領金額(日興)} \div \text{平均VWAP} \end{aligned}$$

- 上記の出資金額固定型新株予約権の権利行使による当社株式の交付が行われた結果、本スキームにおいて当社が取得することとなる実質的な自己株式の取得株式数は、当社がToSTNeT-3取引により買い付けた株式数から、出資金額固定型新株予約権の権利行使による交付株式数を控除した株式数となります。
- 本自己株式取得(ToSTNeT-3)において、一般の株主の皆様からの売付注文と取得株式数(ASR)の合計が取得株式数(上限)を超えなかった(取得株式数(ASR)の全数についてS M B C日興証券の自己の計算に基づき売却がなされた)場合、本自己株式取得(ASR)と以上のような本調整取引を組み合わせることにより、当社が取得株式数(ASR)における取得金額を使用して平均VWAPで株式を買い付けた場合と同じ結果となります(ただし、出資金額固定型新株予約権の権利行使時における出資金額(1円)は考慮しておりません。)。また、一般の株主の皆様からの売付注文と取得株式数(ASR)の合計が取得株式数(上限)を超えた場合、S M B C日興証券が自己の計算に基づいて売却する当社株式数は、その超過分が控除される結果、本調整取引の対象となる自己株式取得の株式数は減少し、出資金額固定型新株予約権の交付株式数の上限は減少します。
- なお、この場合、交付株式数固定型新株予約権は行使されず、S M B C日興証券により放棄されます。

② 本自己株式取得(ASR)後の平均VWAPが、本自己株式取得(ASR)に係る取得単価よりも低い場合(交付株式数固定型新株予約権の権利行使による本調整取引)

- この場合、S M B C日興証券が、本市場買付取引において平均VWAPで株式を取得すると仮定すると、S M B C日興証券が本自己株式取得(ASR)において当社から受領した金額(受領金額(日興))を全額使用することなく、S M B C日興証券が借り入れた株式の返却に必要な数量を買い付けることができます(かかる仮定の下でS M B C日興証券が借り入れた株式の返却に必要な数量を買い付けるのに必要な金額を、以下「買付必要金額(平均VWAP)」という。)。そのため、S M B C日興証券は、交付株式数固定型新株予約権を行使し、その行使の対価として、余剰分に相当する金銭を当社に対して支払います。なお、交付株式数固定型新

株予約権の行使に係る交付株式数は100株であり、当該行使により当社に交付される金銭(行使価額)は、以下の算式によって算定されます。

$$\begin{aligned} \text{交付株式数固定型新株予約権の行使価額} &= \text{受領金額(日興)} - \text{買付必要金額(平均VWAP)} \\ \text{買付必要金額(平均VWAP)} &= \text{売却株式数(日興)} \times \text{平均VWAP} \end{aligned}$$

- 上記の交付株式数固定型新株予約権の権利行使に係る行使価額の払込みが行われた結果、本スキームにおいて当社が取得する自己株式の実質的な取得総額は、当社がToSTNeT-3取引により支払った取得価額の総額から、交付株式数固定型新株予約権の行使価額を控除した金額となります。
- 本自己株式取得(ASR)において、一般の株主の皆様からの売付注文と取得株式数(ASR)の合計が取得株式数(上限)を超えなかった(取得株式数(ASR)の全数についてSMB C日興証券の自己の計算に基づき売却がなされた)場合、本自己株式取得(ASR)と以上のような本調整取引を組み合わせることにより、当社が平均VWAPで取得株式数(ASR)1,000,000株を買い付けた場合と同じ結果となります(ただし、上記交付株式数固定型新株予約権の権利行使時に交付される100株は考慮しておりません。)。また、一般の株主の皆様からの売付注文と取得株式数(ASR)の合計が取得株式数(上限)を超えた場合、SMB C日興証券が自己の計算に基づいて売却する当社株式数は、その超過分が控除される結果、本調整取引の対象となる自己株式取得の株式数は減少し、交付株式数固定型新株予約権の行使価額の上限は減少します。
- なお、この場合、出資金額固定型新株予約権は行使されず、SMB C日興証券により放棄されます。

2. 第5回新株予約権(交付株式数固定型新株予約権)の行使内容

- ① 対象新株予約権 第5回新株予約権(交付株式数固定型新株予約権)
- ② 交付株式数 100 株
- ③ 行使価額 226,986,600 円
※受領金額(日興) - 買付必要金額(平均 VWAP)(詳細後記)

(ご参考)

受領金額(日興)	1,803,000,000円 ※2024年5月15日実施のToSTNeT-3においてSMB C日興証券が自己の計算で当社に売却した株式の売却額の合計額
買付必要金額 (平均VWAP)	1,576,013,400円 ※2024年5月15日実施のToSTNeT-3においてSMB C日興証券が自己の計算で当社に売却した株式数(1,000,000株)(以下「売却株式数(日興)」という。)を1株当たり下記の平均VWAPで買い付けたと仮定した場合の必要金額であり、売却株式数(日興)に平均VWAPを乗じた金額
平均VWAP	1,576.0134円 ※2024年5月16日(同日を含む。)から2024年8月2日(同日を含む。)までの期間(以下、本欄において「平均VWAP算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の単純算術平均値に98.1%を乗じた価格(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。)となる。ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び当社株式のVWAPのない取引日は平均VWAP算定期間に含めていない。

3. 会計処理の原則および手続

ファシリティ型自己株式取得における一連の取引の結果、取得した自己株式を連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。また、本調整取引の結果、新株予約権の行使により処分した自己株式は自己株式の処分として会計処理を行っており、連結貸借対照表の純資産の部の「自己株式」から減額するとともに、払込額との差額を資本剰余金として処理しております。

なお、ファシリティ型自己株式取得における一連の取引により変動した自己株式は1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

II. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっています。この結果、遡及適用前と比較して、「法人税等調整額」が140百万円減少し、「当期純利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」および「繰延税金資産」がそれぞれ同額増加しています。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 1,115百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行っており、のれんは、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産または資産グループにのれんを加えたより大きな単位(資金生成単位)でグルーピングされています。のれんは、毎期償却されますが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し当該金額を控除した額を連結計算書類に計上しています。

②重要な会計上の見積りに用いた仮定

減損損失の認識は、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額に基づき評価しています。のれんは主に遊技機開発および製造を行う連結子会社に関するものであり、当該回収可能価額は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定されています。当該事業計画には過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれています。

③重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画は、消費者の嗜好、遊技機業界環境、原材料調達状況等に影響を受ける可能性があり、設定した仮定に変化がある場合にはのれんの減損が発生し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産(純額) 3,843百万円
(繰延税金負債との相殺前の金額 4,008百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

当社グループは、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。その回収可能性については、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づき判断しています。

②重要な会計上の見積りに用いた仮定

繰延税金資産の計上額は、当社における翌事業年度以降の事業計画を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定されています。

当社の事業計画は、グループ子会社の事業計画に基づき、各子会社に対する経営・企画等の指導(経営管理)に対する営業収益の見積りが含まれています。当該見積りには、当該営業収益の収受方針、収受方法・範囲について設定した仮定が含まれています。

また、アミューズメント機器事業子会社の事業計画において最も重要なものは遊技機の販売計画(販売数量および販売価格)であり、当該計画には過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれています。

③重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社の事業計画は、営業収益の見積方針の変化等により、また、アミューズメント機器事業子会社の事業計画は、消費者の嗜好、遊技機業界環境、原材料調達状況等により影響を受ける可能性があります。グループ各社の事業計画は、設定した仮定に変化がある場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼし、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	11,005百万円
機械装置及び運搬具	1,092百万円
工具、器具及び備品	6,779百万円
合 計	18,876百万円

2. 担保資産および担保付債務

(1) 一部の連結子会社の担保に供している資産および担保付債務

建物	907百万円
土地	2,183百万円
合 計	3,090百万円

(注) 上記金額は一部の連結子会社と金融機関との間で締結した融資契約に基づき、根抵当権を設定したものです。

1年内返済予定の長期借入金	117百万円
長期借入金	2,253百万円
合 計	2,371百万円

(2) 連結子会社以外の会社の借入金の担保に供している資産

定期預金	100百万円
合 計	100百万円

3. 偶発債務

一部の連結子会社は遊技機メーカーから遊技場への遊技機販売を代行する際に、その遊技機代金について保証を行っています。

株式会社パラッツォ吉祥寺イースト	58百万円
株式会社ライブガーデン	30百万円
株式会社日光商事	28百万円
株式会社パラッツォ東京プラザ	25百万円
株式会社エヌ・ピー・エス葛西	23百万円
株式会社ヘリオス松山	19百万円
朝日商事株式会社	18百万円
株式会社キング観光	18百万円
株式会社ウォンシクホールディングス	17百万円
ロッキー産業株式会社	16百万円
その他	353百万円
合 計	610百万円

V. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 140,581百万円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 65,429,150株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	2,617百万円	40円	2024年3月31日	2024年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	3,110百万円	利益剰余金	50円	2025年3月31日	2025年6月19日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	—	—				1
	ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	—	—				220
	ストック・オプションとしての 第3回新株予約権	—	—				85
合計			—				306

4. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項について決議し、2024年5月15日付で3,500,000株の自己株式の取得を行いました。この結果、当連結会計年度において自己株式が6,310百万円増加しています。

(自己株式の消却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、2024年5月31日付で3,970,850株を消却しました。この結果、当連結会計年度において利益剰余金および自己株式がそれぞれ4,221百万円減少しています。

これらの結果、当連結会計年度末の自己株式が3,415百万円となりました。

Ⅶ.金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは一時的な余資は安全性の高い金融資産を中心に運用する方針です。

短期的な運転資金は銀行借入により調達し、中長期的な資金調達に関しては、資金使途および市場環境に照らし適切に判断していく方針です。

また、デリバティブ取引については、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容およびリスク

受取手形、売掛金および電子記録債権は通常の営業活動に伴い生じた営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は主に純投資目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。貸付金は主に関連会社等に対する貸付であり、貸付先の信用リスクに晒されています。敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約による差入保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されています。

支払手形及び買掛金および電子記録債務は通常の営業活動に伴い生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。借入金は主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部の借入金は金利変動リスクに晒されています。未払法人税等は法人税、住民税および事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形、売掛金および電子記録債権については、債権管理規程に従い各事業部門で取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めています。貸付金は管理本部において貸付先の財務状況を把握することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、管理本部において定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。借入金の金利変動リスクについては、管理本部において随時市場金利の動向を監視しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新し流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (※3)	5,495	5,495	—
(2) 長期貸付金	1,354		
貸倒引当金 (※4)	△598		
	756	741	△14
(3) 敷金及び保証金	2,727	2,616	△111
資産計	8,978	8,853	△125
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	10,240	9,927	△313
負債計	10,240	9,927	△313

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	295
子会社株式	1,479
関連会社株式	559
合計	2,335

(※3) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれています。

(※4) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	30,954	—	—	—
受取手形	1,612	—	—	—
売掛金	10,708	117	—	—
電子記録債権	4,342	—	—	—
長期貸付金(※1)	—	756	—	—
合計	47,618	873	—	—

(※1) 長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない598百万円は含めていません。

(※2) 敷金及び保証金は、返還期日が確定しているものではないため、上記金額に含めていません。

(注2) 長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	900	—	—	—	—	—
長期借入金	2,207	3,380	1,403	1,403	1,241	605
合計	3,107	3,380	1,403	1,403	1,241	605

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,307	—	—	5,307
資産計	5,307	—	—	5,307

(注) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めていません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は188百万円です。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	741	—	741
敷金及び保証金	—	2,616	—	2,616
資産計	—	3,357	—	3,357
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	9,927	—	9,927
負債計	—	9,927	—	9,927

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

敷金及び保証金

これらの時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しています。

IX. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	コンテンツ & デジタル事業	アミューズメント 機器事業	計		
一時点で移転される財およびサービス	12,566	122,402	134,968	1,672	136,640
一定の期間にわたり移転される 財およびサービス	3,442	498	3,941	—	3,941
顧客との契約から生じる収益	16,008	122,900	138,909	1,672	140,581
外部顧客への売上高	16,008	122,900	138,909	1,672	140,581

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	12,755	16,780
契約資産	380	371
契約負債	1,249	542

契約資産は遊技機の企画・開発および映像作品の企画・制作において、期末日時点で進捗している制作物に係る対価への権利に関するものです。契約資産は、制作物の納品が完了し対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられ、当該対価は各契約条件に従い、請求・受領しています。

契約負債は主に遊技機の企画・開発および映像作品の企画・制作において、顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は1,234百万円です。

また、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものです。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものです。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。

未充足（または部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において、205百万円であります。

当該履行義務は、期末日後1年以内に約78%、残り約22%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでいます。

X. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 820円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 178円78銭 |

XI.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XII.その他の注記

1. 当座貸越契約について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末日の借入金未実行残高は次の通りです。

当座貸越限度額の総額	16,300百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	16,300百万円

2. 企業結合等関係

2024年3月25日（みなし取得日2024年3月31日）に行われた株式会社ソフィアの取得による企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しています。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結計算書類に含まれる比較情報において、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、前連結会計年度末における資産合計が111百万円増加、負債合計が104百万円増加、純資産が7百万円増加しています。

また、前連結会計年度末に暫定的に算定された負ののれん発生益1,072百万円は、有形固定資産および関係会社株式の評価等により1,076百万円となりました。

計算書類 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第37期 2025年3月31日現在	(ご参考) 第36期 2024年3月31日現在
資産の部		
流動資産	23,756	19,268
現金及び預金	19,923	18,358
営業未収入金	2,513	475
原材料及び貯蔵品	46	32
関係会社短期貸付金	732	30
前払費用	251	128
その他	289	243
固定資産	42,807	40,201
有形固定資産	330	416
建物	305	380
工具、器具及び備品	24	35
土地	0	0
無形固定資産	192	268
ソフトウェア	1	-
その他	190	268
投資その他の資産	42,284	39,516
投資有価証券	5,491	380
関係会社株式	29,930	34,981
関係会社長期貸付金	3,714	1,566
長期前払費用	164	0
繰延税金資産	2,661	2,200
敷金及び保証金	739	739
その他	100	100
貸倒引当金	△518	△452
資産合計	66,564	59,470

科 目	金 額	
	第37期 2025年3月31日現在	(ご参考) 第36期 2024年3月31日現在
負債の部		
流動負債	24,484	18,463
短期借入金	-	6,000
関係会社短期借入金	21,561	8,671
1年内返済予定の長期借入金	1,993	2,198
未払金	210	188
未払費用	5	5
未払法人税等	488	995
未払消費税等	72	242
預り金	15	24
前受収益	17	16
賞与引当金	32	26
役員賞与引当金	72	86
リース債務	2	2
その他	11	5
固定負債	5,837	1,680
長期借入金	5,256	1,100
リース債務	0	2
退職給付引当金	126	124
長期預り保証金	27	27
資産除去債務	426	425
負債合計	30,321	20,144
純資産の部		
株主資本	36,342	39,121
資本金	7,948	7,948
資本剰余金	7,994	7,994
資本準備金	7,994	7,994
利益剰余金	23,815	24,810
利益準備金	9	9
その他利益剰余金	23,805	24,800
別途積立金	20,000	20,000
繰越利益剰余金	3,805	4,800
自己株式	△3,415	△1,631
評価・換算差額等	△406	0
その他有価証券評価差額金	△406	0
新株予約権	306	203
純資産合計	36,242	39,325
負債純資産合計	66,564	59,470

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第37期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(ご参考) 第36期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
営業収益	9,398	9,487
経営管理料	8,698	9,021
業務受託料	403	407
受取配当金	295	59
営業費用	3,253	2,930
営業利益	6,145	6,557
営業外収益	185	197
受取利息	36	25
受取配当金	120	127
その他	29	44
営業外費用	407	121
支払利息	204	89
関係会社貸倒引当金繰入額	80	-
資金調達費用	22	4
減価償却費	27	25
分配損失	66	-
その他	5	2
経常利益	5,923	6,633
特別利益	312	0
固定資産売却益	-	0
関係会社株式売却益	277	-
投資有価証券売却益	34	-
その他	0	-
特別損失	60	319
固定資産除却損	0	5
関係会社貸倒引当金繰入額	-	314
関係会社株式評価損	10	-
減損損失	50	-
その他	0	0
税引前当期純利益	6,175	6,313
法人税等	732	△12
法人税、住民税及び事業税	1,014	1,133
法人税等調整額	△281	△1,146
当期純利益	5,443	6,326

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	7,948	7,994	-	7,994	9	20,000	4,800	24,810
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△2,617	△2,617
当期純利益	-	-	-	-	-	-	5,443	5,443
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△400	△400	-	-	△3,820	△3,820
自己株式の処分	-	-	400	400	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△994	△994
当期末残高	7,948	7,994	-	7,994	9	20,000	3,805	23,815

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,631	39,121	0	0	203	39,325
当期変動額						
剰余金の配当	-	△2,617	-	-	-	△2,617
当期純利益	-	5,443	-	-	-	5,443
自己株式の取得	△6,310	△6,310	-	-	-	△6,310
自己株式の消却	4,221	-	-	-	-	-
自己株式の処分	305	705	-	-	-	705
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	△406	△406	102	△303
当期変動額合計	△1,784	△2,779	△406	△406	102	△3,082
当期末残高	△3,415	36,342	△406	△406	306	36,242

個別注記表

I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社および関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産
 - 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次の通りです。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～20年
 - (2) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。
 - (3) 長期前払費用 …………… 定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。
 - (3) 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しています。
 - (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益および費用の計上基準

当社の収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- (1) 経営管理による収益 …………… 当社の子会社に対する経営・企画等の指導によるものであり、子会社との契約に基づいて契約期間にわたり経営指導を行う履行義務を負っています。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しています。
- (2) 業務受託による収益 …………… 当社の子会社に対する総務、法務、経理財務などのサービスの提供によるものであり、子会社との契約に基づいてサービスを契約期間にわたり提供する履行義務を負っています。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しています。
- (3) 受取配当金による収益 …………… 当社との関係会社からの受取配当金によるものです。受取配当金については、配当金の効力発生日に収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 控除対象外消費税等 …………… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用としての会計処理 …………… として処理しています。
- (2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続
(自己株式の取得)
連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3.会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ④関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続 (自己株式の取得)」に記載のとおりです。

II. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	2,661百万円
（繰延税金負債との相殺前の金額）	2,711百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。その回収可能性については、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づき判断しています。

②重要な会計上の見積りに用いた仮定

繰延税金資産の計上額は、当社における翌事業年度以降の事業計画を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定されています。

当社の事業計画は、グループ子会社の事業計画に基づき、各子会社に対する経営・企画等の指導（経営管理）に対する営業収益の見積りが含まれています。当該見積りには、当該営業収益の収受方針、収受方法・範囲について設定した仮定が含まれています。

また、アミューズメント機器事業子会社の事業計画において最も重要なものは遊技機の販売計画（販売数量および販売価格）であり、当該計画には過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれています。

③重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響

当社の事業計画は、営業収益の見積方針の変化等により、また、アミューズメント機器事業子会社の事業計画は、消費者の嗜好、遊技機業界環境、原材料調達状況等により影響を受ける可能性があります。グループ各社の事業計画は、設定した仮定に変化がある場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼし、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	619百万円
工具、器具及び備品	256百万円
合 計	875百万円

2. 担保資産

他の会社の借入金の担保に供している資産	
定期預金	100百万円
合 計	100百万円

3. 偶発債務

他の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っています。

株式会社ルーセント	1,690百万円
合 計	1,690百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	2,604百万円
短期金銭債務	30百万円
長期金銭債務	12百万円

IV.損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	(営業収益)	9,396百万円
	(その他)	145百万円
営業取引以外の取引		175百万円

V.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数 3,212,700株

VI.税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	39百万円
貸倒引当金	163百万円
賞与引当金	10百万円
役員賞与引当金	22百万円
投資有価証券評価損	27百万円
関係会社株式評価損	223百万円
譲渡損益調整資産	388百万円
会社分割に係る子会社株式	1,295百万円
減価償却損金算入限度超過額	3百万円
資産除去債務	134百万円
未払事業税	42百万円
繰越欠損金	5,140百万円
その他	241百万円

繰延税金資産小計 7,734百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △2,693百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △2,329百万円

評価性引当額小計 △5,023百万円

繰延税金資産合計 2,711百万円

繰延税金負債

資産除去費用 48百万円

その他有価証券評価差額金 0百万円

繰延税金負債合計 49百万円

繰延税金資産（負債）の純額 2,661百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しています。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が36百万円増加し、法人税等調整額が36百万円減少しています。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社円谷プロダクション	所有 直接 51%	3名	資金の借入	資金の借入 (注 3)	2,240	関係会社 短期借入金	8,154
					利息の支払	69	-	-
子会社	株式会社デジタル・フロンティア	所有 直接 100%	2名	資金の借入	資金の借入 (注 3)	524	関係会社 短期借入金	1,233
子会社	フィールズ株式会社	所有 直接 100%	5名	経営管理 資金の借入	経営管理料 (注 2)	6,785	営業未収入金	374
					資金の借入 (注 3)	1,574	関係会社 短期借入金	1,605
					転貸家賃 の受取	384	未収入金	35
子会社	株式会社BOOM	所有 間接 100%	3名	資金の借入	資金の借入 (注 3)	329	関係会社 短期借入金	1,208
子会社	株式会社七匠	所有 間接 83.33%	-	資金の借入	資金の借入 (注 3)	146	関係会社 短期借入金	716
子会社	株式会社ソフィア	所有 直接 100%	-	資金の借入	資金の借入 (注 3)	6,200	関係会社 短期借入金	6,200
子会社	株式会社エース電研	所有 間接 100%	1名	経営管理 資金の援助	経営管理料 (注 2)	1,685	営業未収入金	1,854
					資金の貸付 (注 3)	2,500	関係会社 短期貸付金	500
子会社	株式会社ルーセント	所有 間接 99.89%	1名	債務保証 資金の借入	-	-	債務保証 (注 1)	1,690
					資金の借入 (注 3)	1,000	関係会社 短期借入金	1,004
子会社	株式会社東京プレミアムダイニング	所有 直接 100%	1名	資金の援助	資金の貸付 (注 3)	130	関係会社 長期貸付金 (注 4)	900
-	ダイコク電機株式会社	所有 直接 13.4%	-	株式の譲渡	株式の売却 (注 5)	2,416	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務保証については、保証料の支払いを受けていません。

2. 売上高を算定基準として、決定しています。

3. 資金の貸付・借入については、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) 等による取引であり、取引金額は純額表示しています。なお、貸付金および借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

4. 子会社への貸付金に対し、394百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において80百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しています。

5. 株式の売却については、ダイコク電機株式会社の株式を株式需給緩衝信託のスキームを利用し売却したため、実質上の取引先がダイコク電機株式会社と判断し関連当事者取引として記載しています。また、本取引の株式売却により持分法適用会社の関連会社から除外しています。

役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			事業上 の関係				
役員 および 主要株主	山 本 英 俊	被所有 直接 24.51%	当社取締役 および 主要株主	自己株式の 取得 (注)	4,507	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取得金額は取引前日の終値によるものであります。

Ⅷ.収益認識に関連する注記

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

Ⅸ.1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 577円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 87円21銭 |

Ⅹ.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅺ.その他の注記

当座貸越契約について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当事業年度末日の借入金未実行残高は次のとおりです。

当座貸越限度額の総額	16,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	16,000百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

円谷フィールズホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 増田 涼恵
業務執行社員指定社員 公認会計士 中西 耕一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、円谷フィールズホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、円谷フィールズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

円谷フィールズホールディングス株式会社
取締役会 御中三優監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 増田 涼恵
業務執行社員指定社員 公認会計士 中西 耕一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、円谷フィールズホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

円谷フィールズホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 池 澤 憲 一 ㊟
監 査 役 古 田 善 香 ㊟
監 査 役 栗 原 正 和 ㊟

(注)池澤憲一氏および古田善香氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上